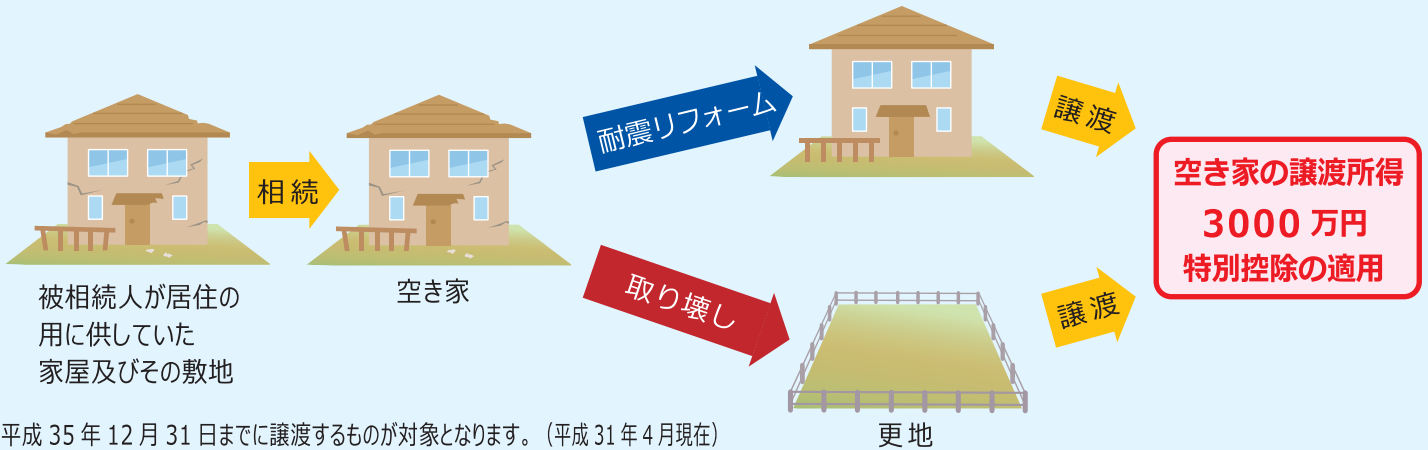


空家の譲渡所得の特別控除

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む）又は家屋を取り壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。本特例措置を受ける場合には、市が交付する『被相続人居住用家屋等確認書』を確定申告書に添付する必要があります。



※平成35年12月31日までに譲渡するものが対象となります。(平成31年4月現在)

【問合せ先】 ふじみ野市都市政策部 建築課住宅政策係 電話：049-262-9043 (直通)

「マイホーム借上げ制度」

ふじみ野市では、住みかえの支援や空家対策を目的に、(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)が実施している「マイホーム借上げ制度」の普及に取り組んでいます。

『マイホーム借上げ制度』とは、シニアの皆様(50歳以上)のマイホームを借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するものです。これにより自宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

埼玉県では制度を利用できる貸主の50歳以上の年齢制限をなくしています。

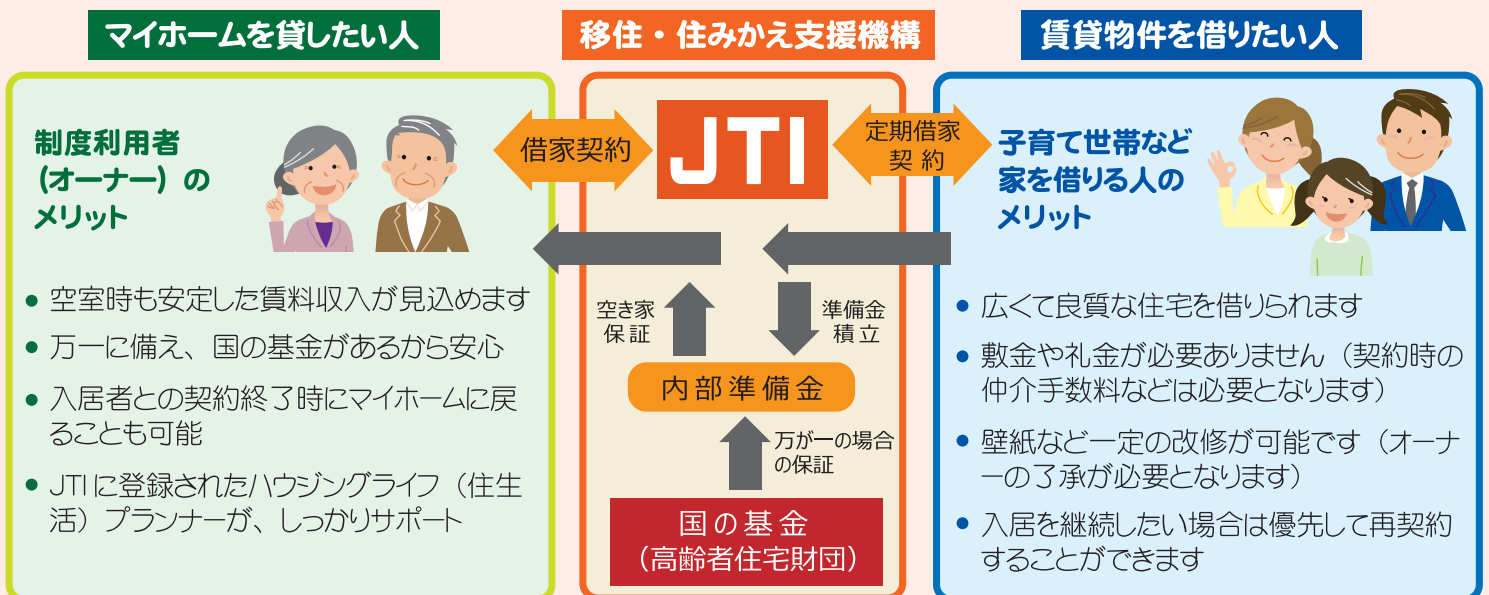
『マイホーム借上げ制度』の特徴

- 1 借り手のいない空室時も賃料保証。安定した収入が見込めます。
- 2 入居者とは3年の定期借家契約だから再び家にも戻ることができます。
- 3 JTIが制度利用者に代わり責任を持って転貸します。

*ご利用の条件：お持ちの住宅に一定の耐震性が確保されていること

※JTIが住宅を転貸するにあたり、耐震性や水回りの設備などに問題がないか判断するため、建物診断を実施していただきます。

『マイホーム借上げ制度』のしくみ



【問合せ先】 移住・住みかえ支援機構 (JTI) 電話：03-5211-0757 ※午前9時～午後5時(祝祭日を除く)